

令和6年度第1回  
東京都私立学校助成審議会  
会議録

令和6年5月22日（水）  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後1時59分開会

○加倉井私学部長 皆様、おそろいですので、ただいまから、令和6年度第1回「東京都私立学校助成審議会」を開会いたします。

私は、私学部長の加倉井でございます。

本日は、委員の皆様の改選に伴い、会長がまだ決まっておりませんので、お選びいただくまでの間、慣例により、私が会の進行を務めさせていただきたいと存じます。

開会に当たりまして、傍聴人の皆様に、一言、申し上げます。

傍聴に当たりましては、「東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱」の定めるところに従い、議事の進行を妨げることをないようにお願いいたします。

まず、最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。

○伊与私学振興課長 私学振興課長の伊与でございます。

本日は、ペーパーレス会議のため、資料はお手元のタブレットに御用意しております。画面での資料の確認が難しい場合は、紙の資料も用意しておりますので、遠慮なくお申出をお願いいたします。

それでは、お手元のタブレットを御覧ください。

本日は、資料を1つのファイルにまとめております。1ページ目の「会議次第」の下に記載のとおり、「委員名簿」、「諮問文の写し」、「審議事項の説明資料」、「学校種別配分方法」、「令和5年度私立学校助成予算の執行状況」、「令和6年度私立学校助成予算一覧」、「東京都私立学校助成審議会条例ほか関係資料」の7点でございます。

また、会議室内の中央のモニターにも資料が表示されるようになってございます。

続きまして、タブレットの使用方法を御説明いたします。

タブレットの右上で同期と非同期を変更することができるようになっております。「同期」が表示されている場合には、私の説明に合わせて資料が自動的に表示されるようになっております。「非同期」が表示されている場合には、画面にタッチして指でスライドをしていただきますと、御自身で確認したいページを御覧いただくことができます。また、画面表示の大きさを変更されたい場合には、画面にタッチした指を広げたり縮めたりしていただければ、拡大や縮小が可能でございます。

最後に、マイク的使用方法について、御説明いたします。

マイクの根元の中央にございますボタンが、電源ボタンとなっております。押していただくと、マイクの下のところの表示が赤く点灯いたします。御発言の際には、電源ボタンをオンにさせていただくようお願いいたします。

御不明な点がございましたら、周囲に職員がおりますので、お声がけいただきますようよろしくお願いいたします。

○加倉井私学部長 本日の出席委員について、事務局より、報告願います。

○伊与私学振興課長 出席委員数について、御報告申し上げます。

本日は、15名の委員のうち、12名の委員が出席しておられます。

助成審議会条例第7条第1項に定めております定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○加倉井私学部長 次に、委員の方々を御紹介させていただきます。

このたび、委員の改選があり、都議会議員の委員の方々は令和5年11月から、学識経験の委員の方々及び私学関係の委員の方々は本年5月からの任期となっております。

それでは、資料の委員名簿の記載順に、御紹介いたします。

都議会議員の川松真一郎委員でございます。

都議会議員の藤井あきら委員でございます。

都議会議員の谷村孝彦委員でございます。

都議会議員の福手ゆう子委員でございます。

都議会議員の風間ゆたか委員でございます。

続きまして、東京都立大学人文社会学部教授の荒井文昭委員でございます。

株式会社中日新聞社東京新聞編集委員の増田恵美子委員でございます。

弁護士の宮川倫子委員でございます。

学校法人八雲学園理事長の近藤彰郎委員でございます。

学校法人富士見丘学園理事長の吉田晋委員でございます。

学校法人藤華学院理事長の嵯峨実允委員でございます。

学校法人慈光学園理事長の五島満委員でございます。

なお、聖心女子大学現代教養学部教授の大槻奈巳委員、明治大学文学部教授の加藤尚子委員、東京私立初等学校協会顧問の重永睦夫委員は、本日、都合により、欠席されております。

続きまして、都側の出席者を紹介させていただきます。

古屋生活文化スポーツ局長でございます。

伊与私学振興課長でございます。

福本私学行政課長でございます。

横田企画担当課長でございます。

尾山私学振興課長代理でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、当審議会の会長をお選びいただきたいと思います。

選出方法でございますが、東京都私立学校助成審議会条例第5条第2項により、会長は委員の互選とすると定められておりますので、どなたか御推薦をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 近藤でございます。

前期の会長であり、教育行政に造詣の深い、荒井文昭委員を本審議会の会長に推薦したいと思っております。

○加倉井私学部長 ただいま、近藤委員から、荒井委員を御推薦したいという御提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○加倉井私学部長 荒井委員が、会長に選任されました。

荒井会長、会長席に御移動の上、御着席ください。

(荒井会長、会長席へ移動)

○加倉井私学部長 今後の議事につきましては、会長にお願いしたいと思います。

会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○荒井会長 ただいま会長に御選出いただきました、荒井と申します。

会長就任に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

東京都の私立学校は、東京の公教育において、大きな役割を担っております。すなわち、日本国憲法第26条に規定されている教育を受ける権利、1976年の最高裁判例を踏まえて、言い換えれば、一個の人間として、また、一市民として、成長・発達し、自己の人格を完成・実現するために必要な学習する固有の権利を国公立の学校とともに実現していく役割を担っています。本審議会は、このように公教育の一翼を担っている私立学校に対して、私立学校法第1条に規定されている私学の自主性を持ちながら、補助金配分の基本方針や私立学校の振興と助成に関する重要事項について審議するものであり、その役割は極めて大きいと、私自身、認識しております。

皆様の協力を得まして、東京都の補助金が有効に活用され、私立学校の振興に役立つように、審議を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、会長代理の選任に入らせていただきます。

東京都私立学校助成審議会条例第5条第4項によりますと、会長が指名することとなっておりますので、僭越ながら、私から指名させていただきたいと思ひます。

会長代理は近藤委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、会長代理席までお願ひいたします。

(近藤会長代理、会長代理席へ移動)

○荒井会長 近藤委員から、御挨拶をお願ひいたします。

○近藤会長代理 皆さん、こんにちは。ただいま会長代理に指名されました、近藤でございます。

会長が引き続きやっている間は、代理を引き受けなければいけないということで、会長を支えて務めさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、古屋生活文化スポーツ局長から、御挨拶がございます。

よろしくお願ひします。

○古屋局長 改めまして、局長の古屋でございます。

東京都私立学校助成審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げたいと存じます。

委員の皆様方には、御多用中にもかかわらず、当審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、東京都の私学行政に格別の御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

東京の私立学校は、先ほど会長からも御挨拶いただきましたとおり、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を展開していただいております。公教育の担い手として大変大きな役割を果たしていただいております。

都は、その重要性に鑑みまして、私学振興を都政の最重要課題の一つと位置づけまして、経常費補助をはじめとする私学助成事業を実施してきているところでございます。今年度の都の私学助成予算でございますが、総額で2600億円超を計上してございます。そのうち経常費補助は1200億円超となっております。都といたしましては、今後も引き続き私立学校に対する振興施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

本日でございますが、私立学校の振興施策の基幹となります令和6年度の経常費補助金の配分方針につきまして、御審議いただきまして、答申を賜りたいと存じます。委員の皆様方にはぜひとも活発な議論をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、これより審議事項に移らせていただきます。

「令和6年度私立学校経常費補助金の配分方針について」を議題といたします。

当審議会に対しまして、令和6年5月9日付で、知事から、「令和6年度私立学校経常費補助金の配分方針について」の諮問がございました。

本題につきまして、事務局から、まず、その内容の説明をお願いいたします。

○伊与私学振興課長 それでは、諮問内容を説明させていただきます。

資料の「令和6年度私立学校経常費補助金の配分方針」を御覧ください。

まず、「1 目的」ですが、私立学校経常費補助金は、教育条件の維持・向上、児童生徒等の修学上の経済的負担の軽減、さらに、私立学校経営の健全性を高めることをもって私立学校の健全な発達に資することを目的としております。次に、「2 配分の考え方」ですが、この目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするように努めております。

次の2ページ目に概観図をお示ししておりますが、御覧のように、補助金は、一般補助と特別補助の2つに分けて算定し、その合計額が各学校の補助額となっております。まず、一般補助ですが、これは各学校に共通した学校運営費を対象にしたもので、高等学校・中学校・小学校・幼稚園の学校種ごとに、学校割・学級割・教職員割・生徒割の4つの区分

の補助単価を設定しまして、各学校の規模に応じて補助額を算定し、交付するものでございます。その際、各学校に一律に交付するのではなく、先の補助目的を十分勘案して、いくつかの評価項目を設け、その達成度に応じた評価を加味して配分することといたしております。そのために評価係数を設けておりますが、これにつきましては、後ほど御説明させていただきます。次に、特別補助ですが、特定の施策を実施するための配分でございます。各学校の取組の実績に応じて交付をしております。下段の表に記載のとおり、小・中・高で7項目、また、幼稚園で7項目の事項について、実績に基づいて配分していくこととしております。

次の3ページでございます。それでは、経常費補助の具体的な配分方法につきまして、学校種ごとに説明させていただきます。資料の「学校種別配分方法」を御覧ください。「1 私立高等学校経常費補助」です。「(1) 一般補助」、「ア 補助単価」につきましては、「(ア) 学校割単価」、「(イ) 学級割単価及び生徒割単価」は、学校規模や学科の内容によって、御覧のように、単価の補正を行うこととしております。また、「(ウ) 教職員割単価」は、記載のとおりとなっております。

次のページ、「イ 基礎数値」につきましては、御覧のとおりとなっております。次に、「ウ 評価係数」でございますが、先ほど触れましたように、補助金を、基礎数値だけを基に配分するのではなく、一定の評価基準を設けて、より補助目的に沿ったメリハリのあつた配分にしていくものとしております。

次のページになります。具体的には、5ページの表のとおり、評価要素として、保護者負担、教育条件、財務状況の要件を設けてございます。

次のページになります。「(2) 特別補助」でございます。これは、冒頭に触れましたように、基礎数値のみで配分するのではなく、各学校における取組を促したい事項について、プラスの配分を行うものとしてございます。「ア 授業料減免制度」から、8ページ、「キ 体験学習等特色ある教育の取組補助」まで、対象項目は全部で7項目を設けております。「ア 授業料減免制度」については、今回お諮りする配分における変更点となりますので、後ほど詳細を御説明させていただきます。

さらに、9ページに参りまして、(3)には経常費補助の対象経費を記載してございます。また、(4)は、特に用途指定といたしまして、補助金交付額の15%以上を教育研究経費支出及び設備関係支出に充てることとしております。これは、補助金が、補助目的本来の趣旨に基づき、教育条件の維持・向上のために使用されることを目的としているものでございます。

次の10ページに行きます。「2 私立中学校及び私立小学校の経常費補助」についてでございます。基本的に、配分方法については、高等学校と同様の仕組みですが、学校割単価の規模の区分については若干異なっております。(1)の表のとおりとなっております。また、特別補助につきましては、高等学校にあるもの全てが適用されるのではなく、(2)に記載のとおりとなっております。

次に、11ページに参りまして、「3 私立幼稚園経常費補助」についてでございます。こちらにも、基本的な配分の考え方は、高等学校等とほぼ同様の仕組みとなっております。

次の12ページとなりますが、評価係数の配点について、高校等とは若干の違いを設けてございます。

また、13ページに移りまして、「(2) 特別補助」では、アの地域教育事業、ウの満3才児受入れ、次のページ、エのティーム保育推進、カの保育体験の受入れ、キの学校関係者評価補助の各補助が、具体的に高等学校と異なる点となっております。以上が、配分方法の全体像でございます。

続きまして、16ページに参りまして、資料の配分における変更点を御覧ください。今回お諮りいたします変更点は、高等学校・中学校・小学校・幼稚園を対象とする、家計状況の急変による授業料減免補助の補助率の見直しについてでございます。内容の1点目といたしましては、令和6年度の減免実績が補助対象となる令和7年度交付分までは補助率10分の10を継続、次に、2点目といたしまして、令和7年度の減免実績が補助対象となる令和8年度交付分以降の補助率については、従前同様、5分の4に戻すという内容となっております。それでは、詳細を御説明いたします。この事業料減免補助は、家計状況または家計状況の急変による修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的に、学校が授業料等を減免した場合に、減免した翌年度の経常費交付の際に補助を行うものでございます。本補助の補助率の取扱いに係るこれまでの経緯でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の家計が急変し、私立学校への就学継続が困難になる生徒が出てきている状況を踏まえ、家計状況の急変を理由とした減免については、令和2年度の減免実績が対象となる令和3年度交付分より当面の間、補助率を5分の4から10分の10へ引き上げて、補助の拡充を行ってまいりました。

令和6年度以降の対応につきましては、次のページに行きまして、感染拡大に伴い家計が急変した生徒に対し、卒業までの3年間、継続して支援を行うため、コロナ禍であった令和4年度に入学した生徒が3年生となる令和6年度の実績を対象とする令和7年度交付分までは、補助率10分の10を継続させていただきたいと考えております。その後の対応については、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけがいわゆる2類相当から5類感染症になったこと、また、令和6年度から都の特別奨学金の所得制限を撤廃して保護者負担軽減制度を大幅に拡充したことなどを総合的に勘案しまして、令和7年度実績が対象となる令和8年度交付分からは、補助率を従来と同様の5分の4とさせていただきたいと考えております。なお、家計状況の急変の理由による授業料減免補助の対象期間については、これまでどおり、最長3年度としまして、中学校・高等学校については、入学から卒業までの期間をカバーすることで、継続的な学びを支援してまいります。

諮問内容については、以上でございます。

○荒井会長 説明、どうもありがとうございました。

これより、議事の「令和6年度私立学校経常費補助金の配分方針について」の審議を始

めたいと思います。

今、御説明があったとおり、特に変更された授業料減免補助の補助率の取扱い見直しについて説明がありました。委員の皆様から、今の説明に対する御質問あるいは御意見などがありましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

谷村委員、お願いします。

○谷村委員

質問になりますが、今回、配分における変更点で、特別補助の御説明をいただきました。授業料の減免制度、特に家計急変の特別補助の御説明で、この点を変えるということが今回の一番のポイントになると思います。この制度そのものは、既に、30年か、40年か、大分前から行われていると思うのですけれども、この制度を導入している割合は、現状、どのようになっていますでしょうか。

○伊与私学振興課長 今、谷村委員から、授業料減免制度の制度導入の割合について、御質問をいただきました。

お答えさせていただきます。

令和5年度の数字でございますが、学種ごとにそれぞれ異なっておりまして、おおむね、高等学校と中学校では約7割の学校、小学校では約6割の学校、幼稚園では約17%の学校に、この制度を導入していただいております。よろしいでしょうか。

○谷村委員 高校に限定してお尋ねさせていただきますけれども、コロナ禍前までは63.4%程度だったものが、コロナ禍で10分の10という対応をされたということも含めて、70%台に乗ったという流れがあるかと思えます。この家計急変制度、いわゆる家計急変した場合の授業料を減免するという制度で、5分の4が通常は東京都、5分の1が学校負担ということになるかと思えますけれども、コロナ禍で入学したお子さんが卒業されるまでは10分の10で続けるということだと思えます。この制度を導入していない割合が30%もあるということなのですけれども、これは東京都としてどういう御理解をされていらっしゃるのでしょうか。

○伊与私学振興課長 今制度を導入していない学校についてどう考えているかというところで、御質問をいただきました。

基本的には、この授業料減免制度自体は、学校で制度を導入していただいた際に補助をしておりまして、それぞれの各学校の制度のディテールについて言うと、それぞれ各学校で異なっている部分もあろうかと思えます。そこは、私立学校でございますので、各学校の判断でそれぞれ校内の減免制度を設けていただいているところでございます。高校と中学、特に高校については、保護者負担軽減の制度も導入されておりまして、また、今年度からは、所得制限を撤廃しているところでございます。そういったところも踏まえて、各学校において御判断されて、制度を導入されているところかと存じます。

○谷村委員 そういうお答えは大体想定できるわけで、それぞれ学校の御判断で導入する・されないということは当然のことだと思うのですけれども、こういう制度は今始まったわ

けではないわけで、コロナ禍で10分の10の対応をしているわけですが、この3割の学校がこういう東京都の制度を導入されていないということについて、制度上に課題があるのではないかとこの点について、東京都として、御検討されたことはあるのでしょうか。中高協会さんに確認すると、制度そのものの普及はきちんとされている、こういう制度があるということは周知されているようでありましてけれども、3割の学校が対応をされていないということは、例えば、1割あるいは5分とかというぐらいが何らかの事情で導入されないということは、いろいろと事情があるのだらうと察することはできますけれども、3割というと、結構な数になると思います。この制度に不備があるから導入してもらえないのか、それとも、きちんとこの制度以外に学校としてこういう対応をされているから7割の導入をしていただければ十分と思っていられるのかという点について、具体的に、御検討されているのでしょうか。

○伊与私学振興課長 3割の導入されていない学校について、それぞれの導入されていない理由や事情をつぶさに分析させていただくというところまで過去にやっているかは、今は、この場では分からないのですが、制度については、利用しやすいように、今後ともいろいろと学校の状況なども把握させていただいてと考えてはございます。

○谷村委員 もう一つ、質問なのですが、この一般補助の配分額の評価係数について、この制度を導入していることがその対象になっているのかどうかについて、お尋ねいたします。

○伊与私学振興課長 評価係数の内容については、今、中央の画面にもお出ししているのですが、授業料減免制度を導入しているかということは、評価の対象にはございません。

○谷村委員 評価係数のいわゆる評価要素は、保護者負担、教育条件、財務状況という3つの柱になっていると思いますけれども、いわゆる学校独自の教育の在り方、主体性、私学の建学の精神とかはきちんと守られるべきであろうかと思うのですが、私立学校に入学された方の御家庭の家計に急変があったときに、そのまま継続して学校に在学して卒業までいられるようにしていくための、この家計急変の授業料負担制度なのだろうと思うのです。それをきちんと東京都として制度としてつくられていて、それを導入して下さっている学校とそうでない学校が3割もあるということについて、どういう考え方でこの家計急変制度を導入されないのか、いろいろと考えたのですが、なかなか私もよく理解できない。学校独自のそういう制度をお持ちの場合はそちらをお使いになるということなのだろうと思うのですが、学校負担が、コロナ中は一切なしで、通常でいくと5分の1で済むということであれば、それ以上の制度を構築されているのであればそれはすばらしいと思うのですが、そうではない中で導入をしていただけていないところがあるのかどうかということについては、考え方として、ぜひ各学校に導入していただいているほうがいいのではないかなと。保護者負担の軽減で一般補助配分額を検討していただくということであれば、今回、配分比率の議論ですので、主題ではありませんけれども、

この本日問題になっている学校種別配分方法を変えるというこの制度そのもので、高校・中学校でいうと7割の学校で、小学校でいくと6割、幼稚園でいくと17%の学校しか制度に入っただけではない。それはどこに課題があるのかというのは、この制度そのものを検討していただく中で、よくよく東京都としても御検討いただいて、それが導入されるような方向で誘導できるような、インセンティブが持てるようなものにしていただければよいのではないかと思うのですが、もし何か御見解があれば、お願いします。

○加倉井私学部長 先生、ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおり、授業料減免制度を整備・促進する補助ということで、こういった補助をしております。この間、特にコロナ禍におきまして、確かに、高校でいうと7割の減免制度導入実績ということになりますけれども、令和3年度、この減免実績で実際に使われた方の一番のピークを迎えまして、コロナが昨年5類に移行したことを踏まえまして、徐々にその実績が減ってきました。令和5年度でいえば、令和3年度の3分の1ぐらいまで減ってきている。小学校や幼稚園でいうと、1桁ぐらいの実績にまで減ってきている状況を踏まえまして、家計急変のところは、今回、変えていこうと考えております。また、御存じのように、授業料の保護者負担軽減もいろいろと状況が変わってきていますので、状況を見つつ、我々も分析を進めたいと思います。

○谷村委員 コロナ禍で、今回、10分の10でやっていただきましたけれども、そうではない、コロナ禍に入る前後は、70人以上ぐらいの方が、対象として、高校の場合、実績があるわけで、いわゆる授業料実質無償化の制度で所得制限が撤廃されてからとなりますと、2024年でいきますと48万4000円まではその授業料減免の限定が外れるわけですから、残りの金額に対して、5分の4を東京都が出して、残り5分の1となると学校負担でという話になるわけです。この所得制限撤廃をされる前あるいは授業料が実質無償化になる前のこの家計急変の授業料負担を支える制度の金額は大きく状況が変わってきているのだろうと思いますので、その手続きが非常に煩雑で、この制度はあるけれども、学校として導入できないとか、あるいは、しようと思ってもきっかけがないとか、制度上に課題がもしあるのであれば、それはぜひとも解決していただきたいということで、この議論の中でお願いしたいと思います。

○荒井会長 次に、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 先生のお言葉は大変ありがたく拝聴いたしました。

基本的に、我々私立学校サイドで言わせていただくと、これはあくまでも家計急変の問題なのです。入学時に私立学校と公立学校を選ぶ際の判断としての授業料の負担につきましては、当然ながら、今回の授業料軽減措置、48万4000円が非常に大きく響きますし、それ以前も、コロナ前にも、学校によっては、俗に言う特待生みたいな形で、各学校の奨学金制度で所得の低い方でも入れられるようにしていた。この家計急変の措置については、今、7割方の学校がやっているといいましても、その中で、この7割の学校ですら、私ももそうなのですが、実は基準があっても一人も使ったことがありません。つまり、そう

いう部分があるので、強制的につくらせることもいいのかもしれませんが、必要になってつくるとい学校もあると思います。現状、そういうケースの場合、そういう形で授業料が払えないから辞めさせるということをやっている学校は、本当にごく僅かだと私は思っています。私立学校は、今、特に東京都の場合、全国に比較して経常費補助金も大変多いです、そういう中で、ほかの生徒の分を回すと言う言い方は変ですけども、そうやって維持して、せっかく入った子供たちを少しでも残してあげようという努力をやっていることが実態だと思います。この家計急変のことは、100%、規定があれば解決するとか、そういう問題ではないと思うし、5分の4と10分の10の違いは、確かに学校にとっては大きいわけですけども、今、谷村先生がおっしゃったように、48万4000円との差額のうちの5分の1ということになれば、かなり大きく違うと思います。ただ、そもそも論として、そういうものが必要な人たちは、今までも、所得制限の部分でいえば、所得の低い人でしたから、48万4000円というか、昨年ですと46万8000円ですが、もらえていた人たちがほとんどだと思うのです。そうすると、その差額はそんなになかったのではないかなという気がいたします。

我々としても、こういうものができたときに、規定をつくって、各学校に配備してくださいというお願いは、協会としても、しっかりとお願いしておりますので、そういうケースがもし本当にあれば、個々に我々でも働きかけができることがあったらやりますので、御理解いただければと思います。

○谷村委員 協会として進めていただいていることは大変よく理解しておりますし、いわゆる制度を生かして使ったかとか、使わないとかというお話ではなくて、制度としてきちんと整えられていることが大事かなと思います。7割の学校が制度を設けていらっしゃるけれども、令和5年度では74名の方しか実際に行われていない、それはそれで、実際にそれが実施されるかされないかということではなくて、制度として導入されているかということが重要なかなと思っております。例えば、東京都でこういう制度があるのですと私どもは御説明させていただくのですけれども、「うちの学校ではそういうものはなかったよ」という話になったときに、どうしてだろうということになるのですね。大変多くの都内私立学校が、例えば、高校でいえば、数はあるわけで、制度として東京としては設けているけれども、3割となると相当の数になりますので、自分が行っている学校で制度がないという話になると、それはまた違うのではないかなと思っております。協会としてこの制度を普及して下さっていることは、よく存じ上げております。

逆に、制度を持っていないけれども、そういう生徒さんが生じたのでこの制度を導入したいという、その段階からこの制度を導入することも大丈夫なのでしょうか。

○伊与私学振興課長 大丈夫でございます。

○谷村委員 そういうことであれば、制度を事前に導入しているという形ではなくて、東京都の各種私立学校であれば、この制度は使えるのですよと、学校の了解がなければということだとは思いますが、導入することができるようになるのですよという考え方

でよろしいのですかね。必要になったときに学校は対応できる制度なのですよということでしょうか。

○伊与私学振興課長 補助制度としては、必要が生じたときに、学校で制度を組んでいたければ、大丈夫でございます。

○谷村委員 ありがとうございます。

○荒井会長 大事なやり取りだったと思います。国際人権規約の留保を政府も解除しており、中等教育無償化という流れは、日本政府も約束していることです。教育機会均等のための授業料のあり方についての議論は、公教育の質を私立学校と公立学校が共に支えていく場合に、私学の自主性を担保しながら、教育の機会均等をどう実現するかということに関わる、大事なやり取りだったと、私も聞かせていただきました。ありがとうございます。

ほかに、御質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

五島委員、お願いします。

○五島委員 日頃より経常費の御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

評価係数のことで、私立幼稚園連合会の意見ということで、申し上げさせていただきたいと思います。

経営の維持や施設の充実や人件費の改定などに対応していく上で、幼児教育が質を向上させていく上で、適正な保育料を設定していくことは大変必要なことであると考えております。タイミングや時機を見て適正な金額に各幼稚園は改定をしていく必要があるし、改定をしていかないと運営も滞ってしまうという側面もございます。しかしながら、現在、この制度、経常費補助の配分の方法として設定をされている評価係数においては、5ページの配点の基準を今も出させていただいておりますけれども、こちらについても、保育料が適正だという合理的な背景をもって設定されたけれども、それがこの評価係数の評価基準に抵触してしまうと、最大30%の減額が行われていくということが、現状でございます。この経常費補助の評価基準となる評価基準額で令和5年度に一旦保育料の平均額の部分も見直していただいていること、私どもは感謝申し上げます。引き続きまして、現状の私立幼稚園の保育料水準に合わせながらさらなるこの評価基準額の見直しを行っていただきたいということを、お願いというか、念願としていただいております。

併せて、この評価係数の表でございます保護者教育費負担軽減という点でいえば、今、言ったように、適正な保育料を設置する上において、決して非合理的な値上げであってはならないことはもちろんであります。とはいえ、幼児教育の無償化におきましても、現状、かなりの保護者負担軽減が行われている中、この各市区町村無償化給付額の上限範囲内の保育料設定等については、保護者の負担も相当数で減ってきていると認識しておりますので、その辺りの無償化給付と保護者負担軽減とのバランスもお考えいただきまして、この評価係数に対する評価基準額を今後御検討いただけることを願っております。

意見として、申し上げさせていただきます。

ありがとうございました。

○荒井会長 今の御発言は、御意見として、承りました。

福手委員、お願いします。

○福手委員 よろしく願いいたします。

私も、意見と確認をさせていただきたいのですが、今回、このコロナに伴う経済状況の悪化でさらに負担軽減をするということで、令和3年から家計急変の授業料を10分の10とやってきたのですけれども、今回の改定は、それが令和7年度交付分で終了、5分の4に戻すということですよ。補助率を10分の10にして以降、2021年度は、幼稚園から高校まで、全て件数が大きく増えていて、その翌年の2022年度では、特に高校では、引き続き124人という多くの生徒さんが家計急変の減免を利用されていました。昨年度は、全体的に減っているのですけれども、それでも中学校のところではコロナ前の倍以上の利用が実績として上がっていました。10分の10の補助は、保護者世帯の家計の実態に即した対応だと、非常に重要だと、改めて感じています。

1つ、確認なのですけれども、どんな状況でも子供の学びを支えるということは、東京都こども基本条例の都の責務にも合致した対応だと思います。とても重要な支援だと捉えています。つまり、子供の学ぶ環境に影響が及ばないようにしないといけないことは、コロナ禍であろうが、別の要因によるものであろうが、同じですから、家計急変の補助を、5分の4に戻さないで、10分の10のままで継続することは改めて必要だなと思いますけれども、そういった検討をされていますでしょうか。1つ、確認で伺います。

○伊与私学振興課長 この授業料減免補助の中で、冒頭、申し上げましたように、家計の状況、また、家計の急変に応じて、補助の制度を設けているところでございます。これによって、学校で生徒の保護者の方に修学継続のための授業料減免をした際に、東京都としてもそれをしっかりと支えていくというところで、やらせていただいているところです。今回は、コロナの状況を踏まえて、当面の間ということで、補助率10分の10という形で、ある意味、緊急対応でやらせていただいたところで、コロナの状況がこうした形で5類へ移行したというところを一つの区切りで、従来の形の5分の4の支援に、今回、戻させていいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○荒井会長 吉田委員から手が挙がっていますが、関連したことでしょうか。それでは、先に。

○吉田委員 先生、今のお話の中で御理解いただきたいことは、保護者の皆さんの負担は各学校が補っております。各学校にこの5分の1が今度は入らなくなるということであって、保護者の負担は何しろ軽減する、それにプラス、今回というか、この授業料減免補助が本当にありがたいことは、そういう保護者を各学校の判断で指定できるのです。国のほうの補助金などですと、所得証明を出すとか、いろいろと細かなことが必要なのですが、この補助金に関しては、東京都は本当に御理解いただいている、各学校が減免した場合に、

例えば、10万なら10万、減免したとき、コロナ前だったら、8万円は東京都が補助してくださって2万円が学校負担、それが、コロナということで、そういう人が増えて学校の負担が増えるだろうということで、10分の10、10万円を全額いただけるようになっているので、保護者負担がこれによって変わるわけではないということは御理解いただきたい。逆に、我々サイドは、先生方にその声を言っていただいて、助けてよというお願いなのかなという気はしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○荒井会長 福手委員、お願いします。

○福手委員 ありがとうございます。

保護者の方が最終的に補助を受けて負担軽減をするということ、それが行く行くは子供の学びを支えるということで、本当に学校サイドで努力されてやっているということは承知しています。本当にそれを支えるという意味で申し上げたところなのですけれども、先ほど補助制度を持っている学校が7割台だったというお話もありましたけれども、この10分の10の補助をスタートしたときに、生徒が大きく増えたわけですよ。必要に応じてやったのだということなのだろうなと思いますし、ほかがあまり増えていない中で、小学校は少しずつ増やしているというところでは、そういう制度を利用する家庭が実際に実績として上がっているという点では、やはり重要なところだなと思っています。制度を持っている学校が継続してそれを持ち続けることも、同時に、すごく大事だなと思っているのですよね。制度をつくった学校に制度を継続してもらおうという意味でも、5分の4の負担と10分の10の負担では、学校負担という点では変わってくる。先ほども申し上げたように、どんな状況でも子供の学びを支えていく、学校はもちろん支えているけれども、東京都としても支えていくという意味で、10分の10を引き続き継続できるといいなと、私の意見ということで、申し上げさせていただきます。

ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

今のことは御意見として承り、この答申案は5分の4に戻していくという方針になっているのですが。

○福手委員 意見です。お願いします。

○荒井会長 ほかに、御質問、御意見は。

増田委員、お願いします。

○増田委員 質問なのですがすけれども、今のお話の中で、この家計急変の減免対象者の人数が高校は何人だったみたいなことを先生が言われていらっしゃるのですがすけれども、それは私どもがいただいた資料の中に入っている数値なのでしょうか。

○伊与私学振興課長 すみません。今回、資料の中に実績の数値はお入れしていないのですがすけれども、事前に、御質問いただいた中で、個別にお答えさせていただいた内容となっております。

○増田委員 分かりました。

私も事前に質問すればよかったかもしれないのですけれども、それはすごく検討するのに重要な数値かと思いましたので、今、質問させていただきました。

以上です。

○伊与私学振興課長 申し訳ございません。後ほど、実績の数値についてもお送りさせていただきます。

○増田委員 ありがとうございます。

○荒井会長 今、審議する上で大事な情報をどのように共有するかという御意見だったと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、大事ないくつかの御意見を承りました。ここで、一々、一つ一つ、確認はしませんけれども、いただいた意見を付して、そろそろまとめに入りたいと思います。

会長としては、知事の諮問のとおり配分することが適当であると答申した上で、今のやり取りで出されてきた、授業料の減免補助の扱い、私立幼稚園の保育料に関する評価係数の件あるいは情報の共有の仕方等について、意見を付して、答申をしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局には、答申書の作成をお願いしたいと思います。

答申書につきましては、報告事項の質疑終了後にお渡しすることとさせていただきます。続きまして、報告事項に移らせていただきます。

「令和5年度私立学校助成予算の執行状況について」及び「令和6年度私立学校助成予算について」を、一括して、事務局より、報告をしていただきたいと思います。

お願いします。

○伊与私学振興課長 それでは、報告事項について、説明させていただきます。

報告事項資料1「令和5年度私立学校助成予算の執行状況」を御覧ください。

令和5年度に執行いたしました私立学校助成事業につきまして、おおむね、その性格ごとに、学校運営、保護者負担軽減、教職員の福利厚生等という3つの区分で、2ページにわたり、記載をしております。このうち、学校運営については、さらに、補助の性格ごとに、経常費補助、運営費補助、施設・設備等補助、その他補助という4つの区分で記載をしております。表頭にありまして、それぞれ、予算現額、執行見込額、残額、執行率の順に、数値を記載しております。なお、執行見込額につきましては、本年3月31日時点の集計数字で、決算値として確定した数値ではないことを御了承願います。

それでは、まず、1ページの学校運営について、説明いたします。経常費補助は、私学助成全体の約2分の1を占める基幹的補償でございます。1～6の小計欄にありますように、予算現額は1231億7800万余円、執行率は99.5%となっています。続いて、運営費補助

は、7～12の小計欄にありますように、予算現額は23億3000万余円、執行率は92.5%となっております。施設・設備等補助は、13～19の小計欄にありますように、予算現額は96億600万余円、執行率は84.3%となっております。15億円ほどの残額が生じておりますが、主なものとしては、13の私立学校安全対策促進事業費補助、15の私立学校デジタル教育環境整備費補助でございます。私立学校安全対策促進事業費補助については、校舎等の耐震補強工事経費などの一部を補助するものでございますが、予算積算時の見込みより申請された建物の棟数が少なかったことなどにより、約4億9000万円の残額が生じたものでございます。また、私立学校デジタル教育環境整備費補助については、高等学校・中学校・小学校におけるデジタル教育環境の整備に必要な経費の一部を補助するものでございますが、令和4年度から新たに開始した高等学校の1人1台端末整備の補助において、各学校における整備の方針や調達する端末の種類・価格等が異なること等もございまして、約6億6000万円の残額が生じたものでございます。

次の2ページになりますが、その他補助は、先の、経常費補助、運営費補助、施設・設備等補助以外のものでもございまして、20～25の小計欄にありますように、予算現額は135億3500万余円、執行率は97.0%となっております。4億700万円ほどの残額が生じておりますが、主なものとしては、21の私立学校グローバル人材育成支援事業、23の私立幼稚園等教育体制支援事業費補助でございます。私立学校グローバル人材育成支援事業については、私立高等学校が実施する海外留学に参加する生徒の参加費用に対する補助や教員の海外派遣研修等に係る経費への補助などを行っております。令和5年度は、当初見込んでおりました外国語指導助手の活用に係る補助対象経費のうち、入国に当たっての隔離などの新型コロナウイルス感染症の対策が不要となったことなどによりまして、約1億8600万円の残額が生じたものでございます。また、私立幼稚園等教育体制支援事業費補助については、私立幼稚園等が行う教職員等の処遇改善に係る経費の一部を補助しておりますが、申請件数が当初の見込みを下回ったため、約1億1000万円の残額が生じたものでございます。次に、2ページ中段の保護者負担軽減でございますが、26～36になります。合計額ですが、小計欄のとおり、予算現額607億2100万余円、執行率は84.8%となっております。残額が発生しております主な事業は、26の私立高等学校等就学支援金、29の私立中学校等特別奨学金補助でございますが、いずれも対象となる生徒数が予算積算時の見込みより少なかったことなどによるものでございます。最後に、本ページの下段でございますが、教職員の福利厚生等でございます。下から2段目、小計欄にありますとおり、予算現額62億2800万余円に対し、執行率は95.2%となっております。以上、令和5年度の私立学校助成予算につきましては、基幹的補助であります経常費補助を中心に、着実な執行に努めました結果、2ページ一番下の合計欄にありますとおり、全体で執行率94.4%となっているところでございます。

続きまして、報告事項資料2「令和6年度私立学校助成予算一覧」を御覧ください。

1ページから3ページにかけて、先ほどと同様の区分で一覧にしております。予算額

の大きなものを中心に、説明をさせていただきます。

まず、1ページに記載の学校運営に関する経常費補助でございます。1～4の高等学校・中学校・小学校・幼稚園の経常費補助は、私学助成の柱となる補助であることから、当審議会におきまして、毎年度、その配分方針についてお諮りしているものでございます。高等学校・中学校・小学校の経常費補助については、公立学校の決算値を基礎に、学校として必要な標準的運営費を算出しまして、その2分の1を補助額として予算を計上しております。これは、私立学校も公立学校と同様に都民の高校教育を担っておられますことから、公私間で一定のバランスをもって公費負担をしていくべきとの考え方に立っているものでございます。なお、幼稚園につきましては、標準となるべき公立幼稚園が少ないという実情を踏まえまして、学校法人立の幼稚園の決算値と公立教員に適用されている給料表を基に、標準的運営費を算出しまして、同じく、その2分の1を補助額として予算計上しております。表の上段にありますように、高・中・小・幼稚園の予算額合計は1239億1800万余円で、前年度比で、約37億3600万円、率にして3.1%の増となっております。

次に、2ページ上段に記載の施設・設備等補助を御覧ください。13の私立学校安全対策促進事業費補助ですが、私立学校における耐震工事、非構造部材対策工事等に要する経費を補助しております。18億6600万余円で、前年度比53.3%の減となっておりますが、こちらは、この補助に含まれております私立幼稚園等の送迎バス等の安全対策を促進する補助が終了となったことやこれまでの執行状況を踏まえまして、耐震工事の所要額を精査したことによるものでございます。次に、15の私立学校デジタル教育環境整備費補助でございます。令和5年度予算の執行状況でも御説明させていただきましたが、本補助は、高等学校・中学校・小学校におけるデジタル教育環境の整備に必要な経費の一部を補助するものでございます。令和4年度からは、高等学校の1人1台端末整備を促進するため、端末整備に関する補助を拡充しております。これまでの執行状況を踏まえた所要額精査の結果、前年度比で減となっておりますが、36億3400万余円の予算を計上しております。次に、学校運営に関する予算額は、2ページの下段の小計欄にございますように、1519億3800万余円で、前年度比で1.3%の増となっております。

3ページになります。保護者負担軽減に関する事業でございます。27の私立高等学校等特別奨学金補助でございますが、こちらは都内に居住する都内及び都外の私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金と合わせて都内私立高等学校等の平均授業料まで助成をするものでございます。令和6年度から所得制限を撤廃しましたことにより、前年度比322.9%の増となっております。31の私立中学校等特別奨学金補助ですが、こちらは都内に居住する都内及び都外の私立中学校等に通う生徒の保護者に、授業料の一部を助成するものでございます。令和5年度に新設しました補助ですが、こちらについても、令和6年度から所得制限を撤廃しましたことによりまして、前年度比で102.1%の増となっております。次に、保護者負担軽減に関する予算額でございますが、3ページの中段の小計欄にございますように、1104億8600万余円で、前年度比で80.7%の

増となってございます。最後に、教職員の福利厚生等でございます。37～39に3つの事業がございまして、予算額は62億7200万余円となっております。学校運営、保護者負担軽減、教職員の福利厚生等を合計いたしますと、3ページの一番下の合計欄のとおり、私学助成予算の全体の合計額でございますが、2686億9700万余円で、前年度予算額と比較いたしますと、513億9000万余円、23.6%の増となっております。

以上により、令和5年度の執行状況と令和6年度予算措置の状況についての報告とさせていただきます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、今御報告のありました令和5年度の予算の執行状況及び令和6年度の予算について、御質問、御意見等がありましたら、各委員から、お願いいたします。いかがでしょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員 宮川でございます。

毎年安全対策の耐震のお話のところを聞いておりまして恐縮でございますが、13番の安全対策費について、質問です。執行率が意外と上がったなと思ったのですが、バスの安全対策予算が増えて、それが割と使われたという理解なのでしょうか。昨年度の執行関係ですね。

それと、耐震を満たしていない学校がどれくらいあるのか、参考までに、教えていただきたいと思います。

また、耐震補強工事はすぐにやることは難しいということは承知してはいますけれども、それも東京都の指導でなるべくそのように持っていただきたいと思います。今のことは、意見です。

○伊与私学振興課長 今、安全対策促進事業費補助について、御質問いただきました。

御質問の1点目、執行率が上がったことについては、先生のおっしゃるとおり、バスのほうの執行率が寄与するところが大きいものと考えております。

耐震化率のお話のところなのですけれども、現在、小学校では100%を達成しております、その他の学種でもおおむね100%近くにはなっているのですけれども、それぞれの学種で、具体的に言いますと、高校では97.2%、中学では99.6%、幼稚園では96.1%という耐震化率になってございまして、全体でいいますと97%になっています。そういうところで、ほぼ100%に近づいてはいるのですけれども、まだ未耐震のところも若干ございます。

○宮川委員 ありがとうございます。

毎年聞いていて申し訳ないのですけれども、地震が起こったときに、耐震化を満たしていないと、倒壊して、人がけがをしたり亡くなったりすることになりますので、パーセンテージはやはり100でないといけないのかなと思っています。ただ、もちろん、私立学校さんですので、いろいろな事情があるので難しいということも毎年説明を受けているのですけれども、少しは進んだのでしょうか。耐震をした学校は増えたのでしょうか。

○伊与私学振興課長 おっしゃるとおり、未耐震の校舎を有する学校は様々な事情を抱えておるのですけれども、この耐震化の補助も活用いただきまして、そういう意味では、耐震化率については、微増というところなのですけれども、実際に耐震化した学校は増えております。具体的に耐震補助の執行とも絡めまして御説明させていただきますと、令和5年度については、耐震診断が4件、耐震補強が1件、耐震改築が1件ございました。

○宮川委員 それはすばらしいですね。ありがとうございます。

○伊与私学振興課長 ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

ほかの点について、あるいは、関連して、何か、御質問、御意見のある方は。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 別で質問をさせていただきたいのですけれども、執行状況の1ページ目、経常費補助のところ、執行率を見ますと、5番目の私立特別支援学校等経常費補助が83.6%となっていて、ほかはほぼ100%や99%なのですけれども、少し低いことが気になりました。経年で追っていないので、これは毎年そうなのか、もしくは、今回はたまたま何かあったのか、その辺が分かれば、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○伊与私学振興課長 こちらの補助なのですけれども、補助の対象から説明させていただくと、特別支援学校への補助、小中で特別支援学級を設置している学校、幼稚園で実際に特別支援が必要なお子さんを受け入れた幼稚園に対しての補助を行っているところでございます。執行率が83.6%となっているところについては、おおむね、幼稚園で受け入れる対象のお子さんが見込んだ数値よりも実際に入園された方が少なかったところが、主なところになります。

○藤井委員 ありがとうございます。

特別支援学校だとより経常費補助は重要ではないかなと思いましたが、確認をさせていただきました。

○荒井会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

福手委員、お願いします。

○福手委員 この予算項目には、入らないのか、入るのだったらどこかということもあるのですけれども、電気料金のごとで確認をしたいと思います。この間、原油価格の高騰などを受けて続いていた電気料金の値上がりは一旦落ち着いているのですけれども、再び値上がり傾向にある、特に6月には大手電力会社が値上げをして、7月にはさらに大きく値上がりする見通しだと、今、言われています。この間、政府による電気・ガス料金の激変緩和措置が取られていましたけれども、これが5月使用分で終了するというところで、その値引き制度が終了されれば、学校への影響が大きく及んでくるものと思われま。昨年3月には、東京都は学校に対して電気代の補助を行っているのですけれども、国の激変緩和が終了した後の電気代高騰に対して、都として補助の対応は検討されているのでしょうか。

伺います。

○伊与私学振興課長 電気代上昇に係る補助という御質問をいただいたところと存じます。

基本的な考え方といたしましては、電気代もそうなのですけれども、物価の上昇については、翌年度以降の経常費補助の予算の中で対応させていただいているところでございます。

○福手委員 やはり電気料金の値上げに対する補助は、学校の運営と子供の学びに関わることになりますので、早急な対応も求められるかと思っておりますので、これは意見としてお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

これも大事な御意見かと思われました。

ほかには、委員の皆様から、質問、意見等はよろしいでしょうか。

特になければ、予定していた時刻に近づいておりますので、これで報告事項の質疑を終わらせていただきたいと思います。

今回各委員からいただいた意見を、今後、東京都の私学助成政策に反映させていくよう、私からもお願いをしておきます。

以上で、本日の議事内容は終わりました。

先ほど審議いただきました知事からの諮問事項に対する答申案が出来上がったようですので、私から、お渡ししたいと思います。

事務局の方は、答申書の画面への表示をお願いいたします。

令和6年度私立学校経常費補助金の配分について、下記のとおり、答申をいたします。

なお、この配分方針案については、いくつか大事な御意見を承りました。授業料減免の補助率の在り方等々についてです。それも御考慮いただきながら、答申をこれで提出させていただきます。

(荒井会長より古屋局長へ答申書手交)

○古屋局長 ありがとうございます。

○荒井会長 ここで、古屋生活文化スポーツ局長から、御挨拶がございます。

○古屋局長 ありがとうございます。

ただいま、令和6年度の私立学校経常費補助金につきまして、答申をいただいたところでございます。

委員の皆様方には、長時間にわたる御審議を賜りまして、どうもありがとうございました。

ただいまいただきました答申に基づきまして、私立学校教育の振興に向けまして、適切な執行に努めてまいり所存でございます。

委員の皆様方には、今後とも東京都の私学行政に対しまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○荒井会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様、御審議に協力いただきまして、ありがとうございます。

なお、議事録の取りまとめについては、私と会長代理に御一任いただきたいと思います。

これで、本日の審議会を終了いたします。

午後 3 時 24 分閉会